

接続約款変更届出書

2020年12月24日

総務大臣 殿

郵便番号 〒108-0075
住所 とうきょうとみなとくこうなんにちょうめ 東京都港区港南二丁目16番1号
氏名 ゆーきゆーこみゆにけーしょんずかぶしがいしゃ UQコミュニケーションズ株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 たけざわ ひろし 竹澤 浩

登録年月日 平成20年7月1日
登録番号 第335号
法人番号 2010401075423
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年1月4日
------	----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
<p>(特定携帯電話事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 3 条 当社は、この約款に特段の定めがない限り、KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社（以下「特定携帯電話事業者」といいます。）が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款（以下「特定携帯電話事業者約款」）の規定を、この約款に準用します。</p> <p>2 前項の場合において、特定携帯電話事業者約款中「当社及び特定 BWA 事業者」とあるのは「当社及び特定携帯電話事業者」と、「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備」とあるのは「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定携帯電話事業者の第 2 種指定電気通信設備」と、それぞれ読み替えるものとします。</p>	<p>(特定携帯電話事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 3 条 当社は、この約款に特段の定めがない限り、KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社（以下「特定携帯電話事業者」といいます。）が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款（以下「特定携帯電話事業者約款」）の規定を、この約款に準用します。</p> <p>2 前項の場合において、特定携帯電話事業者約款中「当社及び特定 BWA 事業者」とあるのは「当社及び特定携帯電話事業者」と、「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備」とあるのは「当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定携帯電話事業者の第 2 種指定電気通信設備」と、それぞれ読み替えるものとします。</p>

※準用する特定携帯電話事業者約款の新旧対照は別添のとおり。

準用する特定携帯電話事業者約款の新旧対照

新				旧			
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-4の2 LTE直収パケット接続機能				料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-4の2 LTE直収パケット接続機能			
区 分	単 位	料 金 額	備 考	区 分	単 位	料 金 額	備 考
LTE直収パケット接続機能	10Mbpsのもの	<u>421,548円</u>	月額	LTE直収パケット接続機能	10Mbpsのもの	529,492円	月額
	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>42,154円</u>	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	52,949円	月額
2-4の3 LTE直収パケット接続機能 (LPWA)				2-4の3 LTE直収パケット接続機能 (LPWA)			
区 分	単 位	料 金 額	備 考	区 分	単 位	料 金 額	備 考
LTE直収パケット接続機能	10Mbpsのもの	<u>421,548円</u>	月額	LTE直収パケット接続機能	10Mbpsのもの	529,492円	月額
	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	<u>42,154円</u>	月額		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	52,949円	月額
(略)				(略)			
<u>附則 (令和2年12月24日KDDI移企調第1950号及びOCT技第20-012号)</u> <u>(実施時期)</u> <u>1 この改正規定は令和3年1月4日から実施します。</u>							